

## 伊佐湧水消防組合公告第 1 号

## 公 告

下記の建設工事について次のとおり入札（条件付一般競争入札）を執行するので、伊佐湧水消防組合契約規則（平成20年伊佐湧水消防組合規則第4号）の規定に基づき公告する。

令和7年12月15日

管理者 橋本 欣也

		工 事 発 注 表	
工 事 番 号	第 1 号		
工 事 発 注 課 名	伊佐湧水消防組合 総務課 庁舎建設準備係 (0995-22-0120)		
発 注 工 事 種 別	建築一式工事		
工 事 名	伊佐湧水消防組合南消防署移転工事（庁舎建築工事）		
工 事 場 所	姶良郡湧水町木場 地内		
入 札 方 法	条件付一般競争入札		
工 事 概 要		伊佐湧水消防組合南消防署移転工事（庁舎建築工事） (電気設備工事、機械設備工事、訓練棟AB建築工事、外構工事は除く) 施設用途：消防庁舎 建築面積：1840.46m <sup>2</sup> 延床面積：2014.75m <sup>2</sup> 構造等：鉄筋コンクリート造 2階建	
工 期	仮契約後、議会の議決を得た日から起算して2日目から450日間		
予 定 価 格 ( 消 費 税 抜 き 価 格 )	747,582,000円		
最 低 制 限 価 格 の 有 無	あり		
工 事 前 金 払 い ・ 部 分 払 い の 有 無	前払い金一あり 部分払一あり (次段「請負代金の支払い」を参照のこと。)		
請 負 代 金 の 支 払 い	本工事の各年度における支払いは継続費として定めのある金額を上限とし、詳細は次のとおりとする。 ・令和7年度分の前金払なし ・令和8年度の前金払及び中間払 契約金額の出来高予想額のうち、前金払40%以内及び中間払20%以内。ただし、10万円単位とし かつ予算の範囲内で支払うことができる。 ・令和8年度の出来高の部分払 契約金額の各年度3月末出来高予想額を限度とし、かつ予算の範囲内で支払うことができる。 ・令和9年度の前金払及び中間払 契約金額の出来高予想額のうち、前金払40%以内及び中間払20%以内。ただし、10万円単位とし かつ予算の範囲内で支払うことができる。 ・令和9年度 完成検査合格後、精算払		
入 札 保 証 金	免除		
契 約 保 証 金	あり		
入 札 参 加 形 態	特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、構成員の数は、2社とする。		
共 同 企 業 体 結 成 要 件	(1)結成は自主結成とし、共同企業体は「構成員1」「構成員2」により構成されるものとする。 (2)共同企業体の代表者は構成員のうち最大の出資比率とし、構成員の出資の割合は、各構成員の関与の割合を定め各構成員の施工能力を反映した適正なものであること。		
共 同 企 業 体 構 成 員 の 要 件	代表者の要件 「構成員1」	共同企業体の代表者は次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。 (1)公告日において、鹿児島県内に本社、本店を置き、令和7・8年度鹿児島県建設工事入札参加資格（建築一式工事）格付け区分A級を有し、特定建設業の許可を有している者。 (2)平成27年4月1日から公告日までの間に、完成し、引渡しが完了した次の建築一式工事の施工実績（日本国内での実績に限る。）を有していること。 ①新築・改築または増築で、延床面積2,100m <sup>2</sup> 以上（増築の場合は増築部分の面積に限る。）の鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎または事務所の建築工事の施工実績を有すること。 (3)配置技術者に関する条件 次の要件を満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。 ①建設業法に規定する一級建築士または一級建築施工監理技士の資格を有する者。 ②建設業法27条の18の規定による監理技術者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を受けている者。 ③直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（共同企業体による競争入札参加資格審査申請書提出の日において連続3ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）	
	「構成員2」 代表者以外の構成員の要件	共同企業体の代表者以外の構成員は次に掲げる要件を満たしているものとする。 (1)姶良・伊佐地域内に本社、本店を置き令和7・8年度鹿児島県建設工事入札参加資格（建築一式工事）格付け区分A級を有している者。 (2)次の要件を満たす主任技術者を専任で配置できること。 ①建設業法26条第1項に規定する主任技術者で国家資格を有する者を本工事の現場に専任で配置できること。 ②直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（共同企業体による競争入札参加資格審査申請書提出の日において連続3ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）	
共 同 企 業 体 の 資 格 の 有 效 期 間	共同企業体の資格の有効期限は次に定める期間とする。 (1)本工事の契約の相手となった共同企業体は、本工事の履行期間終了後3ヶ月が経過するまでを有効期限とすること。 ただし、本工事に関する契約不適合責任については、法律または契約上の契約不適合責任が存続する期間において、すべての構成員が連携してその責任を負うものとする。 (2)本工事の契約の相手方とならなかった共同企業体は、本工事契約が締結されるまでを有効期間とすること。		

共同企業体による競争入札参加資格審査申請書の作成および提出	申請書配布場所	伊佐湧水消防組合消防本部
	配布期間	令和7年12月15日（月）から令和8年1月16日（金）
	申請書の提出	<p>本工事の入札参加を希望する者は、次の書類を持参により提出しなければならない。なお、下記日時までに提出した者で、かつ、入札参加資格確認通知書の発行を受けた者でなければ、本入札に参加することができない。</p> <p>(1)提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①共同企業体による競争入札参加資格審査申請書</li> <li>②特定建設工事共同企業体協定書</li> <li>③建設業許可通知の写し</li> <li>④経営事項審査結果通知書の写し</li> <li>⑤専任配置予定技術者の資格証等の写し</li> </ul> <p>※申請時点で配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者(3人を限度とする。)を届出することができる。 この場合は全員について提出すること。</p> <p>⑥各実績を証明できるコリinz等の写し</p> <p>(2)提出部数 2部（製本1部、副本1部） ※フラットファイルA4版縦長に製本し、提出すること。</p> <p>(3)受付期間 令和7年12月15日（月）から令和8年1月16日（金） (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)</p> <p>(4)受付時間 8時30分から17時00分まで (ただし、正午から13時00分までを除く。)</p> <p>(5)受付場所 〒895-2505 鹿児島県伊佐市大口目丸132番地の1 (伊佐湧水消防組合消防本部 2階) 総務課 契約財産係 Tel 0995-22-0120</p>
	留意事項	<p>(1)共同企業体による競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とする。</p> <p>(2)提出された書類等は返却しないものとする。</p> <p>(3)共同企業体による競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書において、虚偽の記載または著しく不適切な記載がある場合は、本工事の入札に参加することはできない。</p>
設計図書等の配布方法	配布方法	記録媒体により配布。事前に受取日を電話連絡の上、借用申請書兼誓約書を提出すること。 なお、記録媒体の返却は原則として入札後とするが、配布後、入札参加ができなくなった場合には、ただちに返却すること。
	配布期間	令和7年12月15日（月）から令和8年1月28日（水） (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 8時30分から17時00分まで (ただし、正午から13時00分までを除く。)
	配布場所	総務課 契約財産係 (伊佐湧水消防組合消防本部 2階) Tel 0995-22-0120
工事費内訳書提出の有無	あり	<p>(1)入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。</p> <p>(2)工事内訳書の様式は任意とするが、記載内容は工種、金額等を明らかにすること。</p> <p>(3)工事費内訳書は参考図書として提出を求める者であり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。</p> <p>(4)入札時に入札書と同封し提出すること。</p>
入札参加資格確認通知書類		令和8年1月20日（火） 電子メールにて送信する。
入札説明書請求期限		令和8年1月22日（木） 17時00分まで 入札説明書は本公告で兼ねる。
現場説明会開催		なし
本工事に関する質問方法等		方法：電子メール 送信先：総務課営業課建設準備室 e-mail : kanri-okuchi@grace.ocn.ne.jp 質問締切日時：令和8年1月19日（月） 正午
本工事に関する回答方法等		質問に関する回答は、令和8年1月22日（木）までに入札参加者全社に電子メールにて回答する。
入札・開札予定期月日		開始日時：令和8年1月29日（木） 10時00分 場所：湧水町役場 栗野庁舎別館2 2階大会議室
契約担当課		伊佐湧水消防組合 総務課 契約財産係
参加資格に関する事項		<p>(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者</p> <p>(2)建設業法(昭和24年法律第100号)第28条の規定により指示または営業の停止を受けていない者</p> <p>(3)本工事に係る設計業務等の受託者(株式会社 下舞設計)または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がない者であること。なお、「当該受託者と資本もしくは人事面において関連があるもの」とは、次の①または②に該当する者である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①当該受託者発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</li> <li>②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</li> </ul> <p>(4)当組合が公告の際に提示した条件等に適合する者。</p> <p>(5)対象工事に現場代理人及び建設業法第26条による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができる。</p> <p>(6)公告から入札時までの期間において、伊佐市建設工事等指名競争入札参加者等の指名基準及び指名停止に関する要綱(平成20年11月1日告示第80号)の規定に基づく指名停止を受けていない者。</p> <p>(7)手形交換所による取引停止処分または主要取引先からの取引停止等の事実がなく経営状態が健全な者。</p> <p>(8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続きの決定を受けている者もしくは更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの決定を受けている者もしくは再生手続き開始の申立てがなされているものでないこと。その他、経営状態が著しく不健全である者でないこと。</p> <p>(9)その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者。</p>
入札の無効に関する事項		<p>(1)談合その他不正な行為があったと認められるもの。</p> <p>(2)工事費内訳書ノ提出を求められた場合において、工事費内訳書の提出がなされていない入札。</p> <p>(3)入札書の工事名と工事費内訳書の工事名が相違する入札。</p> <p>(4)その他管理者があらかじめ指示した事項に違反した入札。</p>
落札者の決定方法		<p>(1)予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で最低の価格で入札した者を落札者とする。</p> <p>(2)入札の回数は、1回とし落札者がない場合、改めて入札の公告を行い入札に付する。なお、応札者が1者の場合でも入札は実施する。</p>
落札者の契約書案等の提出		落札者は落札決定通知書を受けた日から7日以内に、契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者または免税事業者である旨の届出を提出しなければならない。なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申し出をしたものとみなす。
注意事項		<p>(1)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(2)工事は伊佐湧水消防組合契約規則、伊佐市契約請負約款に準じ施工すること。</p> <p>(3)工程表、現場代理人専任通知書及び関係書類を契約書と同時に提出すること。</p> <p>(4)建設業者退職金共済組合掛金収納書、各標準仕様書及び関係書類を工事着手前に提出すること。</p> <p>(5)本工事については、議会の議決を得るまでは仮契約とする。なお、当該契約が、議会の議決で否決されたときは当該契約は無効とし、当組合は一切の責任を負わないものとする。</p>